

## 第9回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会 議事録

日 時：平成24年2月20日（月）10：00～10：55

場 所：安城市役所 本庁舎 第10会議室

出席者：加藤勝美委員・大参斌委員・横山松男委員・山寄正裕委員・山内正幸委員  
古濱利枝子委員・旭多貴子委員・石川政子委員・小鹿登美委員  
昇秀樹委員

欠席者：大場順也委員・大野裕史委員・草苺玲子委員・小森義史委員

事務局：永田副市長・中根市民生活部長・神谷市民協働課長・長谷市民協働係長  
中山・鈴木・池田

傍聴者：3人

事務局： ただいまから、第9回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会を開催いたします。最初に市民憲章の唱和を行いますので、ご起立お願いいたします。

### <安城市民憲章唱和>

本日の審議会ですが、大場委員、大野委員、草苺委員、小森委員の4名から欠席の連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。また、今回の審議会には傍聴の方がおみえですので、合わせてご報告します。それでははじめに、加藤会長からごあいさつをお願いします。

### 1. あいさつ

加藤会長： おはようございます。第9回安城市市民参加条例と協働に関する指針策定審議会にご出席いただきありがとうございます。

この審議会も、平成22年の3月に始まり、すでに2年を迎えようとしておりますが、本日はこの協働に関する指針の完成に向け、最終審議になろうかと思えます。十分審議を尽くして、最後にしたいと思えますので、皆さんどうぞよろしくをお願いします。

事務局： どうもありがとうございました。それでは、議題に移らせていただきます。ここからの進行は加藤会長にお願いします。

## 2. 議題

### (1) 安城市 協働に関する指針（案）について

加藤会長： それでは、「議題（1）安城市協働に関する指針（案）について」事務局より説明をお願いします。

事務局： 先にお送りさせていただきました、資料1：安城市協働に関する指針（案）2012.02.20版、資料2：安城市市民協働推進条例（案）、資料3：指針の訂正表がお手元にありますでしょうか？

では、早速ですが、まず、指針の訂正からさせていただきます。資料3をご覧ください。

指針でいきますと52ページ、裏表紙の内側、最終ページになりますが、5. アンケート調査の項目で赤字部分の4か所があります。

まず、地区公民館（11）の中に、中央公民館が漏れておりましたので、地区の前に中央・を追記してください。合わせて、アンケートの合計枚数に、中央公民館分の75枚が漏れておりましたので、お手元の指針の数字1, 134枚と記載ありますが、1, 209枚に訂正をお願いします。これは合計枚数の訂正のみで、アンケートの分析自体は75枚を含めた正しい枚数で行っております。それに伴いまして、回答率も48.4%に訂正をお願いします。

また、過去の第2回の審議会でも、アンケート回収数を1, 134枚と説明しておりますので、説明の訂正とともに第2回の資料の訂正もお願いします。

もう1か所、アンケートの名称ですが、正しくは「市民協働に関するアンケート調査」でございます。合わせてお手元の指針の訂正をお願いします。大変失礼をいたしました。

それでは資料1：指針の説明をさせていただきます。

今回の修正は、前回説明しましたとおり、この指針を安城市の協働の指針として発行するにあたり、市としての意見や整合も図るために、最終的に調整をした指針となります。

これは、この協働に関する指針が、一部の間で策定されたものではなく、より多くの方々の目に触れ、少しでも意見を出すことで関わり、協働に対して関心を持っていただきたいという思いと、自治基本条例で定められた安城市の新しいまちづくりの手法として、各部署においても意識を高めていただきたく、市長を含め幹部職員へ指針の説明を行いました。

この指針の内容につきましては、幹部職員へ一定の周知も図れ、各部署か

らは意見も受けました。大きな修正点は、指針の構成を変更した点です。

この修正は、この指針が安城市の協働を推進していくガイドブックとして分かりやすい構成となっていた方が、より市民の方にも親しんでいただけるのではないかという観点と、市の施策や制度、体制づくりを、あんねっとのまとめた意見と関連させ、つないでいくような章構成の方が、自然な流れであるとの意見から修正させていただきました。元々、この指針の策定にあたっては、あんねっとで考えられたしくみと市の考えを合わせ、施策や制度として記載していましたが、それぞれの項目の内容は修正することなく、前後を言葉でつなぐ修正となっております。

1 ページめくっていただき、構成図と目次で説明をします。右側の目次ページですが、第2章と第3章の内容が修正になっております。ちょうど、前回までの指針の第2章と第3章の内容をひっくり返したイメージで、前回までは具体的施策、制度、体制を記載した後、あんねっとが考えたしくみという流れでしたが、ご覧になっていただくとおり、第2章部分で現状と課題を記載した後、2. 「協働」を推進するために必要なもの、3. あんねっとが考えたしくみ、4. あんねっとからのメッセージとさせていただきました。4. は前回までの指針で、第4章協働に関する指針その先へ…でまとめた内容の集約になっております。

また、第3章の名称を「協働」を推進する方向性として改め、1～3に具体的施策、制度、体制を記載しました。4. 始まります！市民協働のまちづくりは、この指針が完成した後の、市としての協働の進め方について触れております。

この章の変更に伴いまして、左側構成図のページの第2章と第3章も修正しております。第3章は風車の風としまして、「協働」を推進する方向性としてあります。

また、全体を通して若干文章の語尾の表現や漢字表記の統一など、軽微な修正も行いましたが、時間の都合もありますので省略させていただきます。

それでは表紙から、主な修正点のみ説明させていただきます。

まずタイトルですが、前回の審議会で山内委員から、協働の認知度を上げるために、サブタイトルを付けてこの指針を広めてはどうかとご提案がありましたので、先日のあんねっとで検討した結果、表紙裏の協働の風車になぞらえて「みんなで吹かそう！協働の風」と付けさせていただきました。

めくっていただいて1ページ、中段あたり段落3つ目ではありますが、「従来からある町内会等の既存の組織との協働に加え」という表現方法にし、今までのものに新たにプラスさせるというイメージの修正とさせていただきます。

きました。

下段、四角の注釈解説の枠囲みですが、安城市の発行物として、解説に責任を持つために、出典元の明記と記載内容を正確なものに修正しました。

右側 2 ページ目、下段の構成は、先ほどご説明しましたとおり指針の構成変更に伴いまして修正しております。

3 ページ目は、サラダのイメージ図をあんねっとのメンバーでもあります市職員に依頼して作成し差し替えました。

5 ページ目のイラストも同様であります。

少し飛びまして 1 2 ページ、中段の四角の注釈解説も、出典元を追加しました。

また飛びます。2 4 ページ、このページは新しく作成したページです。章の構成を変更したため、前ページまでの現状と課題を受け、2 5 ページからのあんねっとの考えたしくみにつなげるために、2.「協働」を推進するために必要なものとして、あんねっつで考えた 4 つの要素と、抽出された課題を結ぶように内容を追加しました。4 つの要素への取り組みが必要なことをここで説明し、あんねっつの考えたしくみのページへつながっていきます。

めくっていただき、2 5 ページからはあんねっつの考えたしくみに置き換えてあります。修正内容は、見出しの次の 3 行、「ひと」「場所」「お金」「情報」の 4 つの分科会に分かれてしくみを考えたことを説明する文章を追加した点と、①「ひと」の下の四角囲み、これはあんねっつが考えたしくみですが、この指針では、市へ提案をする形とするために、文末に「提案します。」という表現を追加しました。②「場所」③「お金」④「情報」の各しくみについても同様に、文末に「提案します。」と追記しました。

続いて 2 8 ページ目です。下段の注釈解説の囲みについても、解説内容と出典元を修正しました。

1 枚めくって 3 0 ページも、同様に注釈解説の修正を行いました。

3 2 ページ目、先日のあんねっつでも議論したものですが、基金運用のイメージ図です。これはお金の流れと事業活動などの流れを説明しております。先日のあんねっつでの意見で、原本は矢印の表現がカラーで表示してあり区別できますが、印刷物は白黒表示のため分かりにくいとの指摘がありました。そこで、矢印の線の種類を 2 つに分け、下段に凡例も加えました。また、左上に記載していましたが、事業者から市と中間支援組織を結んでいた線が、三者の連携を表していたのですが、基金運用のイメージ図では表現するものが異なり紛らわしいとの指摘から削除しました。

他に、右側の下から上に伸びる大きな矢印ですが、登録団体の成長を表していますが、分かりにくいとの意見を受け、成長を表現するような形に修正してあります。その下、市民活動団体が登録によって、登録市民活動

団体になるため「登録」の文字を追加しました。

1枚めくっていただき34ページ目ですが、上段の注釈解説の囲みについて、解説内容と出典元を修正しました。

続きまして35ページ、このページは前回までは第4章にありました、「今後に向けて～あんねっとから提言」の文章を、要点をまとめて集約し、あんねっとの活動としてまとめました。

36ページからは、前回まで第2章にありました、市の施策や制度、体制づくりを第3章として置き換えました。大きく内容の変更はありませんが、若干の修正箇所を説明します。

中段、施策1ですが、「多くの市民に協働によるまちづくりの知識を高めます。」という表現を、「市民が協働によるまちづくりの理解を深める機会を提供します。」に修正しました。これは、下記の事業内容が、一方通行の知識の周知に限らず、市民が協働について理解し広まっていくことを狙う事業であるため、表現方法を修正しました。

めくっていただき37ページの施策4になります。「協働を推進する人材を育成し活動団体を支援します。」とあったものを、「協働を推進する人材を育成し、中間支援組織の設立を支援します。」と修正しました。これは、この施策が広く活動団体を支援するものではなく、中間支援の役割を果たす団体の支援を目的にしていますので、表現方法を修正しました。

少し飛びまして、46ページになります。このページは新しく作成したページで、言わばこの指針の巻末にあたるページとなります。安城市は、自治基本条例の施行から市民参加と協働のまちづくりを目指し、平成23年4月には市民参加条例も施行しました。協働につきましては、この指針の完成により、自治基本条例を動かす両輪がそろったことを説明しています。

また、協働のさらなる推進のために、この指針に基づき（仮称）安城市市民協働推進条例の制定を目指し、まちづくりのしくみを完成させることをここで約束しております。同時に、市民協働推進計画の策定も進め、安城市として市民協働を着実に前進させるために、取り組んでいくことをここでまとめさせていただきました。

47ページ以降につきましては、参考資料としまして、この指針の策定に限らず市民参加条例の策定にも携わっていただきました、この審議会の委員の皆様とその審議記録、またあんねっとのメンバーやその活動内容などを付けさせていただきました。

以上が、前回の指針（案）から今回までに修正した点の説明になります。

加藤会長： ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して、ご意見がありましたらお願いします。

イラストなどが追加され、ずいぶんとやわらかい雰囲気のものになった感じがします。皆さんご意見はいかがでしょう？

(委員質問なし)

加藤会長： 別段ないようですので、それでは、この安城市協働に関する指針（案）につきまして、本日までの審議内容の結果を踏まえ、審議会から市長へ答申することとしてよろしいでしょうか？  
ご賛同いただける方は、挙手をお願いします。

(委員挙手)

挙手全員であります。あとは、事務局からお願いします。

事務局： ありがとうございます。

早速、本日までの審議結果を踏まえまして、市長への答申の準備をさせていただきます。答申は、明後日の2月22日（水）午後4時45分から市長応接室にて予定しております。委員さん方でご都合がつく方は、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。

加藤会長： 皆さんご都合はいかがですか？  
ご出席いただける方は、挙手をお願いします。

事務局： ありがとうございます。

## (2) 安城市市民協働推進条例（案）について

加藤会長： それでは、次にいきたいと思います。  
続きまして、「議題（2）安城市市民協働推進条例（案）について」事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、資料2を説明させていただきます。  
安城市市民協働推進条例（案）について、先ほど議題（1）安城市協働に関する指針（案）で説明のありました、指針の46ページの「始まります！市民協働のまちづくり」にも記載されていますが、市民協働の推進をゆるぎないものにするため指針の理念を表わし、また、市長マニフェストにもある、市民協働推進条例を制定していくものでございます。

案の段階ですが、この条例は、先ほどの協働に関する指針をベースに全11条で構成をしています。

それでは、第1条の目的から説明をさせていただきます。

第1条 この条例は、安城市自治基本条例（平成21年安城市条例第24号）の規定に基づき、市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、市民協働の推進を図り、もって市民協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

これにつきましては、自治基本条例で、コミュニティや連携によるまちづくりが規定されていることを踏まえ、また、まちづくりを進めるための協働である市民協働を推進していくことを目的としております。

用語の定義を第2条でしており、市民協働、市民活動、市民、地域団体、市民活動団体、事業者を定義しております。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民協働 市民、地域団体、市民活動団体、事業者及び市が地域の課題を解決するために、それぞれの特性を生かして補完し合い、協力することをいう。

これは、協働に関する指針から、協働の担い手は、市民、市民活動団体、事業者、市として、さらに安城市の特色である町内会を取り入れまして、地域団体を一つ加えております。

「地域の課題～協力することをいう。」は、この指針にあります3ページの「サラダのように」や、8ページの「協働がもたらす効果」から引用しております。

(2) 市民活動 営利を目的とせず、自主的に行う公益的な活動であつて、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

この場合の「営利」とは、物やサービスの対価として利益を上げることが指しますが、ここではNPO法でいう、利益を配当しなければ営利とはみなさないものであります。

(3) 市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含む。）をいう。

この市民は、自治基本条例の市民の定義と同じです。

(4) 地域団体 町内会等地域で生活することを縁とした団体をいう。

これは、町内会や地域防犯協議会、またPTAや子ども会、老人クラブなど地域生活圏のつながりで結成する団体のことを言っております。

(5) 市民活動団体 市民活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。

特定非営利活動法人やボランティア団体のことを指しております。

(6) 事業者 営利を目的とする事業を営む個人又は法人をいう。

自治基本条例の中では、市民の中に含まれていた事業又は活動を行う者と法人の内、営利を目的とする者を、今回新たに事業者として定義しております。

基本理念を第3条で規定しています。これらは、指針にあります9、10ページの「協働をする時に大切なもの」から引張ってきております。

第3条 市民協働は、次に掲げる理念にのっとり推進するものとする。

- (1) 互いに自立し、自主的に行動すること。
- (2) 互いを尊重し、対等な関係を保つこと。
- (3) 互いの考えを理解するよう努め、特性を生かすこと。
- (4) 目標を共有し、その達成に努めること。
- (5) 情報の公開に努め、透明性を確保すること。
- (6) 活動を互いに評価し、改善に努めること。

市民、地域団体、市民活動団体、事業者、市の役割を、第4条から第8条までで規定しております。これも指針の6ページと7ページで、それぞれの役割と責任としてあげられたものに、地域団体の役割を新たに追加して条例に記載しております。

第4条 市民は、まちづくりの担い手としての自覚を持ち、市民活動への理解を深め、市民協働に努めるものとする。

これは、市民も主体的にまちづくりに関わっていただく意識を持つことと、市民活動の実践につながるように市民活動に関心を持つことを市民の役割としています。

第5条 地域団体は、地域の特性を生かし、市民協働に努めるものとする。

地域の持つ文化や風習や地形による特徴、また、住民構成や居住環境など他地域と比べ差がある部分を生かしていくことを地域団体の役割としています。

第6条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義を認識し、その活動が理解されるよう取り組み、市民協働に努めるものとする。

市民活動につきましては、公益的な活動であるため、社会にとって必要とされる効果のある内容であることを認識していただき、また市民活動のPRに取り組んでいただくことを、市民活動団体の役割としています。

第7条 事業者は、地域社会の一員として市民活動に対する理解を深め、自

らが有する資源を活用して市民活動を支援し、市民協働に努めるものとする。

事業者は、営利を目的として事業又は活動を行っておりますが、地域社会を構成する一員として、事業活動のために所有している情報や人材、施設、物資、資金などを活用して、社会貢献活動に取り組んでいくことを事業者の役割としています。

第8条 市は、市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定し、実施するものとする。

市民協働の推進のために市が施策を実施することは大きな役割を持つため、市にしかできない役割として市民協働の推進施策を策定し、実施することを市の役割としております。

それから市の基本施策ですが、次の第9条で規定しております。指針にありました「協働を推進するために必要なもの」としまして、課題を解決するために取り組む、必要な4つの要素として「ひと」、「場所」、「お金」、「情報」をあげさせていただきましたので、それに関する基本施策としてここであげております。

第9条 市は、前条の規定により、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 人材の育成に関すること。

これは、指針の37ページ施策4のようなことを行っていきます。

(2) 活動場所の充実にに関すること。

施策3のようなことを行っていきます。

(3) 財政的支援に関すること。

38ページ施策5のようなことを想定し、行っていきます。

(4) 情報の収集及び提供に関すること。

指針の36ページの施策1と2のようなことを行っていきます。

(5) 前各号に定めるもののほか、市民協働を推進するために必要なこと。

これは指針の39ページから43ページまでにある、いろいろな協働を推進するための制度として、協働推進計画の策定、表彰制度、市民活動保険制度というものを想定しています。

協働推進会議の設置について第10条で規定しています。これは、先に設置されている安城市市民参加推進評価会議に準じて規定しております。

第10条 市民協働の推進に関する事項を審議するため、安城市市民協働推進会議（以下「協働推進会議」という。）を設置する。

今後策定していく、市民協働推進計画の施策や事業の進捗の確認や検証、また、市民協働推進の課題や市民活動支援のしくみなどを審議していただくことを想定しています。

2 協働推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

市民、学識経験を有する方、また町内会関係者、ボランティア団体、NPO法人関係、また事業者などを想定し、幅広い視点から議論がされるように構成させていただきたいと思っております。

3 市長は、前項の規定により協働推進会議の委員を委嘱する場合は、当該委員の総数の5分の1以上を公募による市民とするよう努めるものとする。

これにつきましては、市政への市民参加を推進するために、市民参加推進評価会議と同規定とさせていただきます。

4 協働推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

この任期につきましても、市民参加推進評価会議と同規定としております。

5 前各項に定めるもののほか、協働推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

規則で定めることについては、会の会長の選出方法や会の開催規定、議事の進行方法や事務局の設置などになります。

委任については、第11条で規定しています。

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

最後、附則で条例の施行日を規定しています。

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

以上が市民協働推進条例（案）の説明になります。

(会 長) ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

(昇委員) 文化行政が華やかかりし頃使われた手法ですが、梅澤忠雄さんの言葉だと思いますが、「文化行政の柱を立てるとともに、行政全般に文化の屋根をかける」というものです。「柱を立てる」というのは協働課であり、「屋根をかける」というのは、教育委員会だろうが土木課だろうが環境課だろうが、行政全体に市民協働の屋根をかけるという意味です。そのために、どういうことを文化行政としてやらなければいけないかという、例えばこれ、桜井のまちづくりですが、地区計画を市民同士が和風の家をつくりましょうとか、セットバックしましょうとか考えるわけですが、まさにこれは協働のまちづくりとして成功事例です。協働条例をつくる

前から、区画整理サイドでは取り組まれているわけです。その時に、必ずしもすべての行政がこのような取り組みをしているとは限らないわけで、やっているとやっていないところがあるわけです。それを横並びで、安城市の行政としての全体のレベルをあげるため、市民と協働で安城市が事業を行うような場合は、どの部局であっても協働課に協議しなければいけない。これは市民の意見を聞かなければいけませんよというアドバイスを、協働課が行うわけです。お願いしたいのは、そのしくみをつくっていただきたいということです。

2番目は、これはほとんど日本には多分ないと思いますが、もしあれば日本で最初の例になると思います。今、私が言ったようなことをこの条例の中に書けないか、検討していただきたいということです。安城市が市民との協働に関わる仕事を他の部局が行う時は、必ず協働課に協議しなければいけない。それに対して協働課は、もっとここは市民とやってくださいとか意見を聞いてくださいとかアドバイスするわけです。こういう桜井のような例は、協働課がサゼスチョンしなくてもよくて、結構ですこれからも頑張ってくださいといえればいいです。

「市民との協働に柱を立てる」とは、「柱」は協働課が条例などをつくることをいまして、これに屋根をかけるというのは全ての安城市の行政において、もっと言えばこれは要望ですが、安城市内のすべての行政、警察とか県行政、国行政を務める時も、それが市民に関わることであれば安城市の協働課に情報が入って、市民協働の観点から県や国に対してアドバイスする。これはなかなか実行は難しいと思いますが、市民から見たら警察の行政だろうが国の行政だろうが同じ話ですので、総合行政主体として、市民に最も身近な基礎自治体として本来はそうあるべきだと思います。

(会 長) それでは、今の要望と合わせて、事務局お願いします。

(事務局) ありがとうございます。

最初の、協働課が各課の施策に対して、協働のアドバイスをしていく体制については、これからそのようになるようしくみを考えていきたいと思っています。

2番目の、条例の中に協働課がやっていくということを入れることについては、法規部門とよく相談して検討させていただきたいと思っています。先生もご存じのとおり、各市にはそういったものはないわけですので、法規と検討して考えさせていただきます。

3番目につきましては、市から県や警察に対して、そういうことができるか、可能であればそういうしくみづくりも考えていきたいとは思

ますが、すぐにはできないと思いますので、そういう方向で市民協働課も考えてはいきたいと思います。

(会 長) 他にはどうですか？

(山内委員) 今日の説明から、新しく「地域団体」という言葉が含まれておりますが、指針ではそういう概念、言葉を用いないで、急にここに出てくるのは違和感を持ちます。この指針の中では、市民の中に入っているのかとは思いますが、この解釈でよいか？また、条例（案）に入れることになった背景や理由について、少し説明をいただければと思います。

(事務局) 「地域団体」を、今回条例に入れたことについては、市民協働を進めていくには、やはり町内会は外せないことにあります。ただ、この指針を協議していく中では、安城市と町内会の関係は既に協働で進められており、今回の指針では、それ以外の部分について議論することで進めています。条例では、それら市民活動団体などについて定義し、活発な活動をしている地域団体も含めたものとしています。

(山内委員) 当初は、市民とは別の概念で考えたということですか？指針では市民の中に包含されているのか、それとも全く別として除外されているのですか？

(事務局) 指針の議論の中では、市民活動団体についてメインに議論を進めていただいております。また、現に地域団体である町内会とも協働は行っております。そこで、協働を進めるためには、この地域団体についても定義付けした方がよいということになり、条例をつくるにあたっては、指針から話し合われたものと現状とを合わせたものとした内容になり、このような構成になっております。

指針は、記載のとおり市民、市民活動団体、事業者、市で考えていますので、地域団体は含まれておりません。

(会 長) 他にどうでしょうか？

(旭委員) 私も、「地域団体」には違和感がありましたが、只今の説明と、この指針の「はじめに」で新たに加えたという経緯から違和感も解消したのですが、一つ要望ですが、私の小さな経験からでも、もう既にかなり協働は進んでいるんですね。男女共同参画での市民協働課との協働や食育に

おける農務課との協働とか。商工課とも、七夕の時は力を合わせております。先ほど先生のおっしゃった、屋根の部分というのは、今でもいくつかあるんですね。そういうものをいくつか、拾い出させていただきますと、これらが具体的にどういうものを指すのか、具体的に市民の方に伝わると嬉しいなと思ひまして、要望ですけどよろしくお願ひします。

(事務局) これから推進計画をつくっていきたくと思ひますが、その中では、旭委員のご意見のように、実態をもう一度洗い出す必要があると思ひておりますので、今現在行われている協働も整理したうえで、計画に反映させていきたくと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

(会 長) 他にいかがでしょうか？

それでは意見も出尽くしたようですので、以上で議題について、終わらせていただきたくと思ひます。後は事務局、よろしくお願ひします。

### 3. その他

(典 礼) それでは、次第3の「その他」ということで事務局よりご連絡いたします。

(事務局) 今後のスケジュールについて、お知らせさせていただきます。

この審議会は本日をもちまして解散となりますが、議題(2)でご説明しました、安城市市民協働推進条例の策定は、今年の9月議会での上程を目標に事務を進めてまいります。

4月下旬には、条例(案)を作成してパブリックコメントも予定しております。引き続き、市民の意見を広く取り入れながら進めてまいりたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

(典 礼) それでは、審議会の最後になりますが、永田副市長からお礼のあいさつを申し上げますので、よろしくお願ひします。

(永田副市長) 本日はスムーズなご審議ありがとうございました。

この審議会の目的でありました「安城市 協働に関する指針」づくり、これにつきましては、本日で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

今後は、この指針をもとに、条例の制定と協働に関する施策についての計画づくり、これに向けて取り組んでまいります。

審議会委員の皆様におかれましては、途中の改選で任期を受け継がれた方もみえますが、平成22年3月のこの審議会への諮問から約2年間の長期に渡り、本当にありがとうございました。

今後の事務につきましては、事務局で進めさせていただきます。  
ありがとうございました。

10:55 終了